

受付番号				要望内容	回答	担当課
1	1	1	1	第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。	給付実績の推移を考慮しつつ、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	1	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。	国から示される方針を参考に、検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	1	3	介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	1	4	介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ、検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	1	5	施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。	国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	2	1	訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。	対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。	高齢障がい支援課
1	1	2	2	総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方向的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。	現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けてケアプランを作成し、サービスを提供しています。	高齢障がい支援課
1	1	2	3	自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。	国の制度に沿って進めていきます。	高齢障がい支援課

要望事項回答

受付番号				要望内容	回答	担当課
1	1	2	4	多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。	ストレッチ、筋力トレーニング、コグニサイズ、健康講話等を行う介護予防教室「健康長寿塾」を実施しています。	健康増進課
1	1	3	1	特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	介護保険事業計画推進委員会のご意見などを伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	3	2	特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。	特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望なども踏まえ、特例入所を実施しております。	高齢障がい支援課
1	1	4	1	サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。	サロン設置時に初期活動への費用の補助を行うとともに、常設で開設されるサロンには運営費の補助も行っています。	高齢障がい支援課
1	1	4	2	住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	住宅改修・福祉用具購入については、受領委任払いを実施していますが、高額介護サービス費については、複数サービス事業所を利用した場合が想定されるため、実施していません。	高齢障がい支援課
1	1	4	3	中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。	18歳未満の難聴者に対しては助成制度を実施しています。	高齢障がい支援課
1	1	5	1	介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。	国の制度に沿いつつ、検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	5	2	利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるように国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。	国の制度に沿って検討していきます。	高齢障がい支援課

要望事項回答

受付番号				要望内容	回答	担当課
1	1	6	1	介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	普通障害者、特別障害者とも、実施済みです。	高齢障がい支援課
1	1	6	2	すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	全ての要介護認定者に対し、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。	高齢障がい支援課
1	2	1		保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。	低所得者への保険税の軽減や減免制度、非自発的失業者への軽減制度を実施しています。一般会計からの繰入れは、国民健康保険の財政状況を踏まえ、適正に実施します。	保険医療課
1	2	2		保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。	保険税の減免制度については、改正を行う予定はありません。	保険医療課
1	2	3		18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。	国民健康保険税の負担については、応能応益という考え方が原則としてあります。そのため、所得割・資産割・均等割・平等割を負担していただいています。平成30年度から、市独自で子ども減免制度を創設し、18歳以下（18歳になった後最初の3月31日まで）の子どもがいる世帯への一部減免を実施しています。	保険医療課
1	2	4		新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年收入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。	既に長期療養を要する方に対する減免制度を実施しています。新型コロナウイルス感染症に係る減免制度の基準は、国の財政支援の基準に基づいて実施しています。	保険医療課

要 望 事 項 回 答

受付番号			要望内容	回 答	担当課
1	2	5	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。	事業主については、雇用調整助成金などの支援制度もありますので、国民健康保険における傷病手当金の対象とする予定はありません。また、傷病名を限定せず傷病手当金の対象とする予定はありません。	保険医療課
1	2	6	資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。	資格証明書の発行実績はありません。	保険医療課
1	2	7	保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。	本人との納税相談や申し出による分割納税などの方法を取り入れております。したがって加入者の生活実態を無視した徴収や差押は、行っていません。 また、短期保険証の発行は、本人との接触の機会の確保や他の被保険者との公平性・公正性の確保に有効だと考えています。	税務課
1	2	8	一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	一部負担金の減免制度については、現行から改正の予定はありません。また、市公式ウェブサイトなどで制度の周知を行っています。	保険医療課
1	2	9	70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手を簡素化し、申請は初回のみとしてください。	令和3年度中に70歳未満についても高額療養費の申請手続き簡素化を行う予定です。	保険医療課
1	3		税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	地方税法、大府市税の減免に関する規則及び大府市国民健康保険税条例に基づき適正な処理を行っています。	税務課

要 望 事 項 回 答

受付番号			要望内容	回 答	担当課
1	4	1	新型コロナ禍においての生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。	生活困窮に関する相談には、丁寧に聞取りを行い、その状況や内容に応じて速やかに手続きを進めています。生活保護の実施機関は、国が定める実施要領に基づいて判断し、必要に応じて他の自治体と相互連絡しています。 なお、感染症防止対策のため、聞取りは必要最小限にとどめ、面接が長時間に及ばないような配慮をしています。	地域福祉課
1	4	2	生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。	生活保護の申請意思を確認した場合には、速やかに申請書等を交付しています。 また、真に保護を必要とする人が受給できるように厳正に審査し、不正受給の防止に努めています。	地域福祉課
1	4	3	扶養義務者への扶養照会をしないでください。	生活保護法では、親族の扶養が保護に優先されるとされているため、国が示す基準に当てはめて扶養照会を実施しています。なお、扶養義務に関する基準については、令和3年3月に見直しが行われ、本人との関係性を考慮して、扶養照会しない範囲が拡大されたものとなっています。	地域福祉課
1	4	4	住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください	住居のない方に対しては、緊急的な支援として一時的な簡易宿泊施設（個室）への入所を第一選択としています。居宅生活可能な方には、アパートなどへの入居を支援しています。なお、本市が所管する生活保護施設はありません。	地域福祉課
1	4	5	ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。	ケースワーカーのほか、専門職の就労支援員を配置し、就労開始に向けての支援を充実させるとともに、積極的に研修に参加してスキルアップを目指しています。 なお、これまでのところ、ケースワーカーの外部委託化に関する検討は行っていません。	地域福祉課

要望事項回答

受付番号			要望内容	回答	担当課
1	4	6	エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。	国の実施要領に従って、エアコン設置の支援を実施しています。現在のところ、夏期手当の制度はないため、夏季の面談では、特に電気代を意識して家計の節約に関するアドバイスをを行っています。	地域福祉課
1	5	1	福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	子ども・障がい者・高齢者医療については、県補助対象より拡充しており、縮小予定もありません。	保険医療課
1	5	2	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	子ども医療費助成については、令和4年度中に18歳年度末まで拡大するよう検討中です。入院時食事療養については、助成対象とする予定はありません。	保険医療課
1	5	3	精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	精神障がい者医療費助成については、対象を全疾病に拡大する予定はありません。自立支援医療（精神通院）対象者は精神障がい者医療費助成の対象としています。	保険医療課
1	5	4	後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。	後期高齢者福祉医療費給付制度の対象の拡大予定はありません。	保険医療課
1	5	5	妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。	妊産婦の方には、妊産婦健康診査の受診券をお渡ししております。医療費助成については、創設の予定はありません。	保険医療課

要望事項回答

受付番号				要望内容	回答	担当課
1	6	1	1	「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。	子ども・子育て支援事業計画の改定にあわせ、子どもの貧困対策計画の策定を予定しています。	子ども未来課
1	6	1	2	ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。	平成16年度から、自立支援(教育訓練・高等教育職業訓練)給付金事業、母子家庭等日常生活支援事業を実施しています。 また、母子家庭や寡婦家庭の方を対象に、経済的な問題や自立のための就業について、母子・父子自立支援員を子ども未来課に配置し相談に応じています。	子ども未来課
1	6	1	3	教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	県からの情報の提供や、協力希望などの紹介を「こども食堂」運営団体に提供するなどして支援しているほか、令和3度から、市内でフードパントリー事業を展開する市民団体と協力して、子どもと行政をつなぐ取組を実施しています。	子ども未来課
1	6	1	3	教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	平成29年度から市内4か所の公民館において、市内在住の中学生を対象とした無料の学習支援を実施しています。NPOや学生ボランティアなどの地域人材を活用することで、学習や生きる力の醸成だけでなく、地域との交流や、つながりづくりも目的として実施しています。また、こども食堂の実施を目指す団体に協働企画提案事業交付金を交付し、活動への支援を行っています。	協働推進課
1	6	2	1	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。	認定基準(所得基準)については、生活保護基準額の1.45倍未満としています。	学校教育課

要 望 事 項 回 答

受付番号				要望内容	回 答	担当課
1	6	2	2	年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。	学校及び市役所関係課と連携し、年度途中申請も含めた就学援助制度の周知に努めています。支給内容についても、適宜見直しを行っており、令和2年度から学用品費及び新入学学用品費（入学準備金）の増額をしています。	学校教育課
1	6	3	1	小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。	学校給食法第11条第2項及び同施行令第2条に基づき、施設や設備等以外の学校給食に要する経費は児童生徒の保護者が負担すると規定されています。 本市において、食材費以外は公費で負担しており、現在のところ、学校給食費の無償化は考えていません。	学校教育課
1	6	3	2	就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。	給食費については、国の定める基準に合わせ免除対象を定めています。	幼児教育保育課
1	6	4	1	公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。	地域の保育必要量や園舎の経過年数等を踏まえ、計画的な保育所配置を検討しています。	幼児教育保育課
1	6	4	2	認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。	令和2年度までに認可保育所等を新設・改修などにより12園設置しました。 認可外保育施設については、県から権限移譲を受け、幼児教育保育課に保育士を配置し、認可外保育施設に対する実地指導調査や巡回指導などを定期的に行っています。	幼児教育保育課
1	6	4	3	企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。	企業主導型保育施設は、認可外保育施設のひとつとして、幼児教育保育課に配置した保育士が、実地指導調査や巡回指導などを定期的に行っています。	幼児教育保育課
1	6	4	4	保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。	1歳児の配置基準6:1を5:1に、3歳児の配置基準20:1を15:1にするなど、市もしくは事業者が国基準に上乘せした基準で保育を実施しています。	幼児教育保育課

要望事項回答

受付番号				要望内容	回答	担当課
1	6	4	5	職員の処遇について、公私間格差を是正してください。	公私間格差の是正については、国の処遇改善加算を活用し是正に努めています。	幼児教育保育課
1	7	1		障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。	グループホームや通所施設などの整備について、運営する法人と協力しています。	高齢障がい支援課
1	7	2		在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。	公平性や本人の能力や環境などを踏まえて、本人の自立を妨げないように支給決定を行っています。	高齢障がい支援課
1	7	3		移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。	移動支援の長期的かつ継続的な利用は原則認めていませんが、通園、通学については個別の事情などにより真に必要な場合は支給対象としています。入所者が一時帰宅する場合に国の運用ルールの範囲内において支給対象としています。	高齢障がい支援課
1	7	4		居宅介護（ホームヘルプ）利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。	最重度障がい者が入院時に重度訪問介護を受けることはできますが、それ以外は、医療と障害福祉サービスの併用になることから認められていません。	高齢障がい支援課
1	7	5		障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。	障害福祉サービスの利用者負担は、国が示す基準に沿っています。障害者施設入所者（利用者）に負担軽減を行っています。	高齢障がい支援課

要望事項回答

受付番号			要望内容	回答	担当課
1	7	6	40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。	介護保険にも同等のサービスがある場合には、介護保険サービスの利用が原則となっています。福祉サービス利用者には、更新時に利用意向の確認をしています。65歳到達前に障がい福祉、介護保険それぞれの制度や負担について説明をしています。	高齢障がい支援課
1	7	7	障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。	現状として、グループホームの利用者について、必要に応じて世話人に加えてヘルパーの派遣を実施しています。	高齢障がい支援課
1	7	8	安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。	障害福祉サービスの報酬は国民健康保険団体連合会を通じて月額で支払いを行っています。	高齢障がい支援課
1	7	9	地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。	必要に応じて報酬単価の引き上げを行いました。	高齢障がい支援課
1	8	1	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。	平成30年度から医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種の助成及び中学3年生、高校3年生相当の方にインフルエンザ費用の一部助成を実施しています。	健康増進課

要望事項回答

受付番号			要望内容	回答	担当課
1	8	2	高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は自己負担金1,000円で実施しています。2回目の接種については、複数回接種することへの安全性の確認が必要と考えます。	健康増進課
1	9	1	産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。	産婦健康診査は平成29年度から2回実施しています。	健康増進課
1	9	2	妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	妊産婦歯科健診は、妊婦・産婦の期間に1回実施しています。	健康増進課
1	9	3	保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	歯科衛生士は保健センターに1名配置しています。	健康増進課
2	1	1	75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。	大府市議会における陳情書の取扱いは、受け付けした後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会に向けて同様の取扱いを行ってまいります。	議事課
2	1	2	国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。	同上	議事課

要望事項回答

受付番号				要望内容	回答	担当課
2	1	3		マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。	同上	議事課
2	1	4		介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。	同上	議事課
2	1	5		18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。	同上	議事課
2	1	6		障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。	同上	議事課
2	1	7		新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。	同上	議事課
2	2	1	1	子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。	同上	議事課

要 望 事 項 回 答

受付番号				要望内容	回 答	担当課
2	2	1	2	精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	同上	議事課
2	2	1	3	後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	同上	議事課
2	2	2		国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。	同上	議事課
2	2	3	1	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。	同上	議事課
2	2	3	2	すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。	同上	議事課
2	2	3	3	地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。	同上	議事課